

《平成27年4月1日から適用》

子ども医療費助成制度について

市では、子どもの健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的として、子ども医療費の助成を行っています。次の条件に該当する保護者の方は、必要なものを添えて、子育て支援課で申請の手続きをしてください。

①資格	本市に住所を有する方
②対象者	0歳から中学校卒業(15歳に達する日以降における最初の3月31日まで)
③助成区分	入院及び通院
④医療証の交付申請に必要なもの	健康保険証 (お子さんのお名前のあるもの) 所得証明書 (必要な場合があります。ただし、所得制限はありません)
⑤助成額	・保険診療にかかる自己負担額から一部自己負担額【1医療機関あたり入院通院各500円/日(月2日限度)】を控除した額 (但し、一部自己負担金の限度額は1ヶ月2,500円です。 2,500円を超えた場合申請してください。) ・入院時の食事療養費にかかる自己負担額 ・院外処方箋による薬局でのご負担はありません。
⑥助成方法	府内 医療機関の窓口で健康保険証と子ども医療証を提示し、一部自己負担額を支払う
	府外 子ども医療証は使用できませんので『⑨請求手続』の要領により申請後、後日口座振込により支給
⑦医療費助成の対象	保険診療に係る費用が子ども医療費の助成対象になります。 (入院時食事療養費に係る自己負担も含む) なお、次のような事項は対象となりません。 ・入院時の個室等の部屋代(保険診療に係る費用を超えた額) ・診断書などの文書料及び往診を受けたときの車代 ・水薬や目薬を受けたときのビン等の容器代 ・健康診断・予防接種及び一般検診の費用 ・保険で認められない新薬、新療法あるいは歯科での特殊治療の費用 など
⑧変更等の届出	受給資格について、次のような事項に変更があった場合は、健康保険証及び子ども医療証を持参の上、必ず届け出てください。 ・住所・氏名が変わったとき ・加入している健康保険者証が変わったとき ・その他の変更
⑨請求手続	診療月の翌月以降に、子育て支援課へ印鑑、健康保険証、所得証明書(必要な場合があります)、自己負担額等記載の領収書(患者名/診療点数/医療費/領収金額/診療年月日/入院時食事療養費が記載されたもの)、金融機関預金通帳(保護者名義のもの、但しゆうちょ銀行の場合は振込番号がないと取り扱いできません。)、子ども医療証を持参のうえ申請してください。

注 家族療養附加金給付、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額からそれらを差し引いて計算されます。
なお、家族療養附加金、高額療養費については、各保険者にお問い合わせください。

くわしくは、守口市子ども部子育て支援課へ 電話06-6992-1647